

お知らせ

公益通報窓口を設置しています

市では、職員等の公平かつ公正な職務の遂行を図るため、市の業務等に関して法令違反などを知り得た場合の通報窓口として、「公益通報窓口」を設置しています。通報者の秘密は守られますので、安心して通報してください。

- #### ○通報できる人
- 市の業務等に関連する事業所に従事している人や過去に従事していた人
 - 市職員（臨時職員を含む）
- #### ○対象となる違反行為
- 収賄、横領、背任、職権濫用、公文書偽造 など（罰金や懲役等の刑罰が科される法律違反行為）
 - その他職員等の職務にかかる倫理に反する行為 など
- ※単なる苦情などは対象外

公益通報窓口

市総務課（3階） ☎ 31-1127
 藤枝法律事務所 ☎ 43-8242

高齢者のはり・きゅう施術、温泉保養利用料を助成します

- #### ○内容
- はり・きゅう施術＝市が指定する施術院でのはり・きゅう施術にかかる料金を1回につき500円、年に20回まで助成
 - 温泉保養利用料＝市が指定する温泉保養所での入浴にかかる料金を1回につき100円、年に16回まで助成
- #### ○対象者＝市内に居住する満65歳以上の人
- #### ○申請に必要なもの＝申請書、印鑑、身分証明書（健康保険証等）
- ※利用券の紛失等による再交付はできません。
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

緊急通報装置を貸与します

- #### ○内容＝在宅のひとり暮らし高齢者等が、病気やその他の緊急事態に迅速に対応するための緊急通報装置の貸与
- #### ○対象者＝市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし世帯で、慢性疾患等により、日常生活上注意を要する状態にある人
- #### ○利用料金＝月額1,620円
- #### ○申請に必要なもの＝申請書、印鑑
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

敬老バスの乗車賃を助成します

- #### ○内容＝市内の公共バス（三州自動車株式会社）のICバスカード購入額の1/2の額を年間5,000円を限度に助成
- #### ○対象者＝市内に居住する満70歳以上の人
- #### ○申請に必要なもの＝申請書、印鑑、身分証明書（健康保険証等）、領収書、ICカード
- ※各総合支所、各出張所で申請する場合は、本人名義の預金通帳も必要
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

徘徊高齢者位置探索システム端末機を貸与します

- #### ○内容＝徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対する居場所を発見するための端末機の貸与
- #### ○対象者＝市内に居住し、かつ徘徊のみられる認知症高齢者と同居している世帯
- #### ○利用料金＝探索に係る経費
- ※初期登録料、月額使用料及び付属品代については市が負担
- #### ○申請に必要なもの＝申請書
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

高齢者への訪問給食サービスを実施しています

- #### ○内容＝在宅で日常生活を営むのに支障のある虚弱な高齢者等に対する昼食・夕食の配食及び安否確認
- #### ○対象者＝市内に居住する概ね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯等で、老衰や心身の障害、傷病等の理由により、調理困難な人
- #### ○利用料金
- 非課税世帯＝1食380円
 - 課税世帯＝1食500円
- #### ○申請に必要なもの＝申請書、印鑑
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

寝たきりや認知症高齢者の紙おむつを支給します

- #### ○内容＝在宅で介護を受けている寝たきり及び認知症高齢者に対し、1か月当たり次のいずれかを支給
- | 型 | 枚数 |
|----------|------|
| フラット型 | 90枚 |
| パンツ型(S) | 34枚 |
| パンツ型(M) | 30枚 |
| パンツ型(L) | 26枚 |
| 尿とりパッド | 150枚 |
| はくパンツ(S) | 22枚 |
| はくパンツ(M) | 20枚 |
| はくパンツ(L) | 18枚 |

- #### ○対象者＝市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、身体・精神上の障害又は認知症により常時他人の介護を必要とし、かつ3か月以上常時おむつが必要状態が続いている人
- ※入院中や、介護保険施設、養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等に入所（居）中の人を除く
- #### ○申請に必要なもの＝申請書
- 市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116
 各総合支所市民生活課

5月の一般健康相談

場 所	期 日
串良ふれあいセンター	5月12日(火)
輝北総合福祉センター	5月19日(火)
市保健相談センター	5月20日(水)
吾平保健センター	5月27日(水)

- ※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施
- #### ○時間＝9:30～11:30、13:00～15:00
- ※市保健相談センターのみ9:00～
- #### ○内容＝栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など
- ※当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施
- 市保健相談センター ☎ 41-2110

鹿屋公証役場が移転しました

- #### ○新所在地
- 鹿屋市寿1丁目19-2-1
- ※電話及びFAX番号は変更ありません。



市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116

福祉分野の計画を策定しました

市では、子どもから高齢者、障害のある人が、地域社会において、いきいきと生活できる社会づくりを進めていくため、次の各計画を策定しました。

※各計画は市ホームページで閲覧可能

計画	内容	問い合わせ先
鹿屋市障害基本計画（H27～H35年度）	障害福祉施策の基本的な計画	市福祉政策課（1階）☎ 31-1113
鹿屋市障害福祉計画（H27～H29年度）	障害福祉サービス等の実施計画	
鹿屋市子ども子育て支援事業計画（H27～H31年度）	教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画	子育て支援課（1階）☎ 31-1134
鹿屋市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（H27～H29年度）	高齢者施策、介護保険の給付量の見込等を定めた計画	市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116



市高齢福祉課（1階）☎ 31-1116

鹿屋市勤労婦人センターの名称が「鹿屋市勤労者交流センター」に変わりました

鹿屋市勤労婦人センターは、より多くの方にご活用していただけるように、4月1日（水）から、「鹿屋市勤労者交流センター」に名称を変更しました。

「鹿屋市勤労者交流センター」は、市内に働く女性や勤労者家庭の女性などを対象に各種の講座を開設し、女性の地位向上と福祉の増進を図る施設ですが、男女共同参画社会の視点から男性の利用も歓迎しており、男性が参加できる講座も開設しています。

名称変更後も、「女性の福祉向上」といった目的や事業に大きな変更はありませんが、男性も気軽に参加できるような講座等をこれまで以上に企画していきます。

ご意見等がありましたら、お気軽にお寄せください。

市勤労者交流センター ☎ 44-9088



消費生活センターだより ～こんな相談ありました⑧～

「訪問販売」のトラブル

- #### 相談事例
- 突然「太陽熱温水器の無料点検をします」と業者が訪問してきた。点検をお願いしたところ、「すぐに清掃しないとダメだ」と言われたので、あわてて契約し、代金を支払った。だまされた気がする。（70代男性）
 - 突然「消火器の点検をします」と業者が訪問してきた。消火器を見せると「使用期限が切れている。買い替えないとダメだ」と言われ、強引に購入させられてしまった。解約したい。（70代女性）

市消費生活センター（2階） ☎ 31-1169

アドバイス

必要ないときは、ハッキリ断りましょう

- 訪問販売の場合、契約書面を受け取って8日以内にクーリング・オフ手続きをすと、無条件で解約が可能です。
- 「無料で点検」と言われても安易に依頼しないようにしましょう。
- 強引に契約を迫ったり、その場で支払いを求める業者もいます。必要なければハッキリと断りましょう。
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約を取り消しできる場合があります。詳しくは、消費生活センターへご相談ください。